

四国医療専門学校 学則

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 四国医療専門学校（以下、「本校」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、理学療法士及び作業療法士法若しくは保健師助産師看護師法による、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士若しくは看護師、又はスポーツ指導者としての必要な知識と技能を習得せしめ、あわせて医療従事者としての人格形成に努め、国の医療及び保健、福祉活動等の充実、発展に貢献することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、四国医療専門学校という。

(位置)

第 3 条 本校は、香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁6 2 番地 1 に置く。

(自己点検・評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実と教育水準の向上を図り、第 1 条の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動その他の学校運営等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

2 前項の自己評価の実施及び公表に関し、必要な事項は別に定める。

(個人情報の取扱)

第 5 条 本校及び教職員は、個人情報個人の人権尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを十分に認識し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 本校学生及び過去において学生であった者は、在学中に知りえた個人情報の内容を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

第2章 組織、課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日等

(課程及び学科・修業年限・定員)

第 6 条 本校の課程、学科、修業年限並びに定員等は次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	入学定員	総定員	学年学級数
医療専門 課程	鍼灸マッサージ学科	3 年	30 名	90 名	1 学級
	鍼灸学科	3 年	30 名	90 名	1 学級
	柔道整復学科	3 年	30 名	90 名	1 学級
	理学療法学科	4 年	36 名	144 名	1 学級
	作業療法学科	4 年	30 名	120 名	1 学級
	看護学科 (三年課程・全日制)	4 年	60 名	240 名	2 学級

(教職員組織)

第 7 条 本校に次の教職員を置く。

(1) 学校長 1 名

(2) 副学校長 1 名以上

(3) 基幹教員

鍼灸マッサージ学科・鍼灸学科 8 名以上

柔道整復学科	6名以上
理学療法学科	6名以上
作業療法学科	6名以上
看護学科	12名以上

(4) 基幹教員以外の教員（非常勤講師）30名以上

(5) 事務職員 6名以上

(6) 学校医（非常勤） 1名

2 前項第3号に定める基幹教員のうちから、以下の教職員を置く。

(1) 学科長 各学科1名

（ただし、その必要があるときは複数の学科の学科長を兼務することができる。）

(2) 教務主任 看護学科 1名

(3) 実習調整者 各学科1名以上

（ただし、鍼灸マッサージ学科及び鍼灸学科においては、両学科で1名以上とすることができる。）

3 学校長は教育上または学校運営上必要があるときは、本条第1項各号及び前項各号に定める者以外の教職員を置くことができる。

（会議・委員会）

第8条 本校の運営及び教育の重要事項を審議するため、以下に掲げる会議を置く。

(1) 学校運営会議

(2) 学科長連絡会議

(3) 学科会議

(4) 実習指導者会議

2 前項各号のほか、その必要があるときはその他の会議・委員会を置くことができる。

（学年及び学期）

第9条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。ただし、学校長は教育上必要があるときはこれを変更することができる。

前期 4月 1日から 9月30日まで

後期 10月 1日から 翌年3月31日まで

（休業日）

第10条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(4) 創立記念日（10月25日）

(5) 季節休業（学年を通じて12週間以内で学科毎に学校長が定める）

(6) 前各号に定めるもののほか、学校長の定める日

2 前項の規定にかかわらず、学校長は教育上必要があるとき又はやむを得ない事情があるときは、休業日に授業等を行うことができる。

3 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないときがある。

（年間必要授業日数）

第11条 本校各学科の年間必要授業日数は、第9条の学年から前条第1項各号及び前条第3項に規定する休業日及び学校行事日を引いたものとする。ただし、前条第2項に規定する授業等の日数は年間必要授業日数に加える。

第3章 教育課程、単位数、授業の方法及び学校評価等

(教育課程、単位数及び授業の方法)

第12条 本校の教育課程、単位数は別表(1)～別表(6)のとおりとする。

- 2 別表(1)～別表(5)中、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間、臨床実習については45時間をもって1単位とする。
- 3 別表(6)中、講義については15時間から30時間、演習については30時間、臨地実習については45時間をもって1単位とする。
- 4 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 5 授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 6 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

(学校評価)

第13条 本校は、本校の教育目標とそれに基づく教育活動その他の学校運営等の状況について、第4条に規定する自己評価の結果を踏まえて、本校学生の連帯保証人・保証人及び本校の関係者(本校の教職員を除く。)による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

- 2 本校は、本校の教育目標とそれに基づく教育活動その他の学校運営等の状況について、第4条に規定する自己評価の結果を踏まえて、学校から独立した第三者による評価基準に基づき、専門的・客観的立場から行う評価(以下「第三者評価」という。)を5年に一回行いその結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。
- 3 本校は、第4条第1項及び本条第1項の規定による自己評価及び学校関係者評価の結果を、本校の設置者及び学校関係者評価委員に報告するものとする。
- 4 本校は、第4条第1項及び本条第2項の規定による第三者評価の結果を、本校の設置者及び所轄庁に報告するものとする。
- 5 本条第1項の学校関係者評価の実施及び公表に関し、必要な事項は別に定める。

(始業終業時刻)

第14条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

学科	始業及び終業時刻
鍼灸マッサージ学科	10:40～16:10
鍼灸学科	10:40～16:10
柔道整復学科	10:40～16:10
理学療法学科	9:00～16:10
作業療法学科	9:00～16:10
看護学科	9:00～16:10

- 2 前項の規定にかかわらず、学校長は教育上必要があるときは、前項に掲げる時間以外に授業等を行うことができる。

第4章 入学、休学、退学、復学等

(入学資格)

第15条 本校に入学することのできる者は、学校教育法第90条に該当する者とする。

- 2 鍼灸マッサージ学科及び鍼灸学科にあつては、前項の要件を満たし、かつ、視覚障害者以外の者とする。

(入学時期)

第16条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学志願者手続)

第17条 入学志願者は、本校所定の入学志願書と別に定める書類に第42条に規定する入学試験検定料を添えて、別に定める期日までに学校長に提出しなければならない。

(入学試験)

第18条 前条の手続を完了した者に対して入学試験を行い、学校運営会議の議を経て学校長が合格者を決定する。

- 2 入学試験は、原則として学校推薦型選抜、大学生・社会人選抜、一般選抜及び総合型選抜の4種類とし、その必要があるときはその他の入試を行うことができる。
- 3 前項における選考方法は、書類審査、学力検査及び面接とする。

(入学手続及び入学許可)

第19条 入学試験に合格した者は、別に定める期日までに、第42条に規定する入学金を添えて、入学手続をしなければならない。

- 2 学校長は、前項の手続を完了した者に対し、入学を許可する。
- 3 正当な理由がなく、指定の期日内に全ての入学手続を完了しないときは、入学を許可しない。

(連帯保証人及び保証人)

第20条 入学に際しては、独立生計を営む満20歳以上の者である連帯保証人及び保証人（以下、この条において「保証人等」という）を必要とする。

- 2 前項の保証人等は、被保証人の在学中の一切について責任を負わなければならない。
- 3 保証人等が死亡又はその他の事由によりその資格を喪失したときは、直ちに他の保証人等を定め、学校長に届け出なければならない。

(遅刻、欠課、欠席等)

第21条 学生が、遅刻、早退、欠課、欠席をするとき又はしたときは、それぞれの届を学校所定の用紙により学校長に提出しなければならない。

(休学)

第22条 学生が、疾病又はその他やむを得ない事由によって90日以上にわたり就学が不能のときは、学校所定の休学願にその事由を記し、連帯保証人連署のうえ学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の事由が疾病である場合には、医師の診断書を提出しなければならない。
- 3 休学の期間は原則として当該年度内とし、通算で2年間とする。ただし、特別の事由があるときは、学校長はその期間の延長を許可することができる。
- 4 休学の期間は在籍期間に算入しない。
- 5 学校長は、疾病その他の事由により、就学することが不適當であると認められる者に対して休学を命ずることがある。

(出席停止)

第23条 学校長は、感染症の予防上必要があるときは学校保健安全法に基づき学校医の意見を聞き、出席停止を命ずる。

- 2 出席停止に該当する疾病は、学校保健安全法施行規則第18条に規定しているものとし、その期間は同規則第19条の規定を基準に学校長が決定する。

(復学)

第24条 休学者が復学しようとするときは、学校所定の復学願を連帯保証人連署のうえ学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 復学は、休学の事由が解消されていなければならない。

3 第22条第2項の事由で休学していた者は、医師の診断書を提出しなければならない。

4 学生は、休学期間中であってもその事由が解消した場合には、復学の許可を願い出ることができる。

(退学)

第25条 学生が、退学をしようとするときは、学校所定の退学願にその事由を記し、連帯保証人連署のうえ学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学校長は、次の各号の一に該当する者に対して、学校運営会議の議を経て退学を命ずることができる。

(1) 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者

(2) 成業の見込がないと認められる者

(3) 第30条に規定する在籍期間を超えた者

(除籍・復籍)

第26条 学校長は、次の各号の一に該当する者に対して、学校運営会議の議を経て除籍することができる。

(1) 死亡の届けがあった者

(2) 行方不明の届けがあった者

(3) 休学期間を満了後30日以内に、復学、休学延長等の手続をしない者

(4) 納付すべき授業料その他の納付金を許可なく滞納した者

2 前項第4号の定めによって除籍された者が、除籍の日の翌日から起算して5年以内に、連帯保証人連署のうえ復籍を願い出たときは、学校長はこれを許可することがある。ただし、その許可にあたっては除籍事由が消滅していなければならない。

(転入学・編入学、転学)

第27条 文部科学大臣又は厚生労働大臣の指定した又は認定した他の学校、養成施設又は養成所から本校に転入学を志望する者がいるとき、又は編入学を志望する者がいるときは、当該学科の定員に欠員のある場合に限り、選考のうえ、学校長がこれを許可することがある。

2 本校への転入学又は編入学については、第17条より第20条までの規定を準用する。

3 本校への転入学又は編入学の時期については、学年の始めとし、前校、前養成施設又は前養成所において履修した課程の単位に応じて相当学年への転入学又は編入学を認める。

4 他の学校、養成施設又は養成所へ転学しようとする者は、学校所定の転学願にその事由を記し保証人連署のうえ学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再入学)

第28条 退学者が、再入学を願い出た場合は、当該学科の定員に欠員のある場合に限り、選考のうえ、学校長がこれを許可することがある。

2 再入学については、第17条より第20条までの規定を準用する。

3 再入学の時期については、学年の始めとし、退学時の既修単位に応じて相当学年への再入学を認める。

(転学科)

第29条 入学後の転学科は認めないものとする。

(在籍期間)

第30条 学生の在籍期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

第5章 単位修得、進級、卒業及び賞罰

(大学卒業者等の履修科目の認定)

第31条 本校に入学する前に他の学校、養成施設又は養成所において、もしくは本校他学科において履修した科目の本校当該学科における履修の認定については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則、柔道整復師学校養成施設指定規則、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、又は保健師助産師看護師学校養成所指定規則に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者からの申請に基づき、履修した学習内容を評価し、本校当該学科における教育内容に相当すると認められる場合には、学校長は総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校当該学科において履修したものと認めることができる。

- 2 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号の規定に該当する者で本校看護学科に入学した者の単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発等養成施設指定規則別表第四に定める基礎分野に限り、当該者からの申請に基づき個々の既習の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、学校長は本校において履修したものと認めることができる。

(試験)

第32条 試験は、前後期定期試験及びその他とし、学校長が定める科目について行う。

- 2 出席時数が別に定める時数に達しない者は、当該科目についての受験資格を失う。
- 3 試験の評価は、各科目100点をもって満点とし、秀(90点以上)、優(80点以上90点未満)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。

(追試験)

第33条 やむを得ない事由により試験を欠席した者は、追試験を受けることができる。

- 2 追試験を受ける者は、別に定める受験料を添えて追試験願を指定の期日までに学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(再試験)

第34条 試験の成績が合格点に達しない者は、再試験を受けることができる。

- 2 再試験を受ける者は、別に定める受験料を添えて再試験願を指定の期日までに学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(補講)

第35条 当該科目の出席時間数が当該科目の所定の出席時数に満たない者は、補講を受けなければならない。

- 2 補講を受ける者は、別に定める補講料を添えて補講願を指定の期日までに学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(単位修得の認定)

第36条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

(進級)

第37条 進級の認定は、出席状況及び単位修得状況により、学校運営会議の議を経て学校長が決定する。

(卒業)

第38条 卒業の認定は、授業料その他の納付金を滞納していない者について、出席状況及び単位修得状況等により、学校運営会議の議を経て学校長が決定する。

- 2 学校長は、卒業と認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第39条 学校長は、前条により下記課程を修了した者には、専門士(医療専門課程)の称号を付与

する。

- (1) 医療専門課程 鍼灸マッサージ学科
- (2) 医療専門課程 鍼灸学科
- (3) 医療専門課程 柔道整復学科

2 学校長は、前条により下記課程を修了した者には、高度専門士（医療専門課程）の称号を付与し、同時に大学（短期大学、専門職短期大学を除く）の専攻科又は大学院への入学資格を認める。

- (1) 医療専門課程 理学療法学科
- (2) 医療専門課程 作業療法学科
- (3) 医療専門課程 看護学科

（褒賞）

第40条 在学中、学業品行ともに優秀にして、他の模範となる者は、これを褒賞する。

（懲戒）

第41条 学生が、次の各号の一に該当する場合又は学生の本分に反する行為があり、教育上必要と認められる場合には、懲戒を加えることができる。

- (1) 本学則又は本校のその他の規則に違反した場合
- (2) 素行が著しく不良で、改善の見込みがないと認められる場合
- (3) 学校の秩序を乱した場合
- (4) 近隣又は近隣住民その他に対し、迷惑となる行為をした場合

2 懲戒は、行為の内容により訓告、停学、退学の3種類とする。

第6章 入学金、授業料その他

（納付金）

第42条 本校の入学試験検定料、入学金、授業料及び実習費は、次のとおりとする。

学 科	納 付 金 (単位：円)			
	入学試験 検定料	入 学 金	授 業 料 (年額)	実 習 費 (年額)
鍼灸マッサージ学科	25,000	300,000	1,510,000	50,000
鍼灸学科	25,000	300,000	1,000,000	50,000
柔道整復学科	25,000	300,000	1,000,000	50,000
理学療法学科	25,000	300,000	1,070,000	180,000
作業療法学科	25,000	300,000	1,070,000	180,000
看護学科	25,000	300,000	830,000	180,000

2 授業料は、毎年度、前・後期の2期に分けて納入するものとする。

3 実習費は、毎年4月に当該年度分を納めなければならない。

4 本条第1項に定める入学金、授業料及び実習費以外は、教材・教具等の費用、追試験料、再試験料及び補講料等（以下、入学金、授業料、実習費及びこれらの費用を「授業料等」という）を除き一切徴収しない。

5 やむを得ない事由により、授業料、実習費を延納する者は、当該期の納付期限の日までに授業料等延納願を学校長に提出し、許可を得なければならない。

6 既に納入された入学試験検定料及び授業料等は原則として返還しない。

（休学の場合の授業料等）

第43条 休学を許可された場合においても、休学当期及び復学当期の授業料等は納入するものとする。

(退学、除籍又は停学の場合の授業料等)

第44条 学期の中途において、退学、除籍又は停学の場合にあっても、当該期の授業料等は納入しなければならない。ただし、第26条第1号を理由として除籍された者の授業料等については、この限りではない。

(健康管理)

第45条 学生の健康管理のため、1年に1回以上の健康診断を実施する。

第7章 大学併修（通信教育）

(通信教育の履修)

第46条 看護学科においては、学生の看護師としての幅広い知識の習得を目的とし、原則として九州医療科学大学通信教育部社会福祉学部スポーツ健康福祉学科の履修を必須とする。

第8章 雑 則

(雑則)

第47条 この学則の施行又は学校の運営に関し必要な細則は、学校長において別に定める。

2 関係法令、教育課程等の相違により全学科の運用に支障がある場合には、根拠法令に応じた学科毎に定めることができる。

第48条 第6条第1項の表において、「入学定員」とあるのは、鍼灸マッサージ学科、鍼灸学科及び柔道整復学科にあっては「1学年定員」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成6年12月27日から施行する。

附 則（平成7年3月20日一部改正）

この学則は、平成7年3月20日から施行する。

附 則（平成7年6月7日一部改正）

この学則は、平成7年6月7日から施行する。

第4条の学科名については、平成7年4月1日から適用する。

第32条の規定は、平成8年4月1日以降の入学者に適用する。

附 則（平成9年7月16日一部改正）

この学則は、平成9年7月16日から施行する。

第32条の規定は、平成10年4月1日以降の入学者に適用する。

附 則（平成11年9月27日全部改正）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

第10条第1項第2号の専任教員、第3号の事務職員については、下記のとおりとする。

学 科	平成12年度	平成13年度	平成14年度
鍼灸マッサージ科	7名以上	12名以上	17名以上
鍼灸科			
柔道整復科	7名以上	9名以上	11名以上
事務職員	4名以上	6名以上	8名以上

附 則（平成12年8月10日一部改正）

この学則は、平成12年8月10日から施行する。

第32条の規定は、平成13年4月1日以降の入学者に適用する。

附 則（平成15年3月10日一部改正）

この学則は、平成15年3月10日から施行する。

第29条第3項の規定は、平成12年4月1日以降の入学者に適用する。

附 則（平成17年5月23日一部改正）

この学則は、平成17年5月23日から施行する。

附 則（平成18年3月31日一部改正）

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2. 改正後の第7条、第26条、第32条第1項、第33条第1項及び第36条第1項の規定は、平成18年4月1日以降の入学者に適用し、同年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 平成18年3月31日に四国リハビリテーション学院の理学療法学科又は作業療法学科に在籍した者であって、平成18年4月1日をもって理学療法学科又は作業療法学科に編入学した者については、廃止前の四国リハビリテーション学院学則第7条、第10条、第15条第1項、第16条第1項及び第31条第1項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成19年2月28日一部改正）

この学則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日一部改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日一部改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日一部改正）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日一部改正）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日一部改正）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日一部改正）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日一部改正）

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
2. 改正後の別表（1）、別表（2）は、平成26年4月1日以降の入学者に適用し、同年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日一部改正）

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
2. 改正後の第41条第1項の規定は、平成27年4月1日以降の入学者に適用し、同年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日一部改正）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日一部改正）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日一部改正）

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. 改正後の第41条第1項の規定、別表（1）、別表（2）、別表（3）及び別表（4）は、平成30年4月1日以降の入学者に適用し、同年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 第41条第3項の規定にかかわらず、平成30年4月1日の入学者については、実習費

を毎年4月、10月の2期に分けて納めることができる。

附 則（平成30年7月1日一部改正）

この学則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月31日一部改正）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日一部改正）

この学則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日一部改正）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日一部改正）

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。
2. 改正後の別表（6）は、令和4年4月1日以降の入学者に適用し、同年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日一部改正）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月17日一部改正）

1. この学則は、令和6年4月1日から施行する。
2. 改正後の第42条第1項の規定は、令和6年4月1日以降の入学者に適用し、同年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日一部改正）

1. この学則は、令和7年4月1日から施行する。
2. 改正後の第6条、第7条、第14条第1項、第29条、第39条第1項、第42条第1項、別表（6）の規定は、令和7年4月1日以降の入学者に適用し、同年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月31日一部改正）

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（２） 鍼灸学科 教育課程・単位数

区分	認定規則 単位数	授業科目	単位数	項目別 合計単位数	時間数	授業単位数		
						第1学年	第2学年	第3学年
基礎分野	科学的 思考の 基盤 人間と 生活	健康科学Ⅰ	2	14	30	2		
		健康科学Ⅱ	2		30	2		
		健康科学Ⅲ	2		30	2		
		健康科学Ⅳ	2		30	2		
		人文科学Ⅰ	2		30	2		
		人文科学Ⅱ	2		30	2		
		コミュニケーション論	2		30	2		
専門基礎分野	人体の 構造と 機能	人体の構造と機能Ⅰ	1	12	30	1		
		人体の構造と機能Ⅱ	1		30	1		
		人体の構造と機能Ⅲ	1		30	1		
		人体の構造と機能Ⅳ	1		30	1		
		人体の構造と機能Ⅴ	1		30	1		
		人体の構造と機能Ⅵ	1		30	1		
		人体の構造と機能Ⅶ	1		30	1		
		人体の構造と機能Ⅷ	1		30	1		
		人体の構造と機能Ⅸ	1		30	1		
		人体の構造と機能Ⅹ	1		30	1		
		人体の構造と機能Ⅺ	1		30		1	
		運動学	1		30			1
	疾病の 成り立 ち、回 復の促 進 予防及 び	病理学概論Ⅰ	1	12	30		1	
		病理学概論Ⅱ	1		30		1	
		臨床医学総論Ⅰ	1		30		1	
		臨床医学総論Ⅱ	1		30		1	
		臨床医学各論Ⅰ	1		30		1	
		臨床医学各論Ⅱ	1		30		1	
		臨床医学各論Ⅲ	1		30			1
		臨床医学各論Ⅳ	1		30			1
		リハビリテーション医学Ⅰ	1		30			1
		リハビリテーション医学Ⅱ	1		30			1
		衛生学・公衆衛生学Ⅰ	1		30			1
		衛生学・公衆衛生学Ⅱ	1		30			1
	指圧 マッサージ あん摩 サージ の理 念	関係法規	1	3	30			1
		医療概論	1		30			1
		職業倫理	1		15			1
基礎 あん摩 マッサージ 指圧学 基礎は りきゆう 学	経絡経穴概論Ⅰ	1	9	30	1			
	経絡経穴概論Ⅱ	1		30	1			
	経絡経穴概論Ⅲ	1		30		1		
	経絡経穴概論Ⅳ	1		30		1		
	東洋医学概論Ⅰ	1		30	1			
	東洋医学概論Ⅱ	1		30	1			
	はりきゆう理論Ⅰ	1		30	1			
	はりきゆう理論Ⅱ	1		30			1	
	基礎はりきゆう学演習	1		30	1			
	臨床 あん摩 マッサージ 指圧学 臨床は りきゆう 学	東洋医学概論Ⅲ	1	13	30		1	
		東洋医学概論Ⅳ	1		30		1	
		生態観察	1		30		1	
		病態生理学Ⅰ	1		30		1	
		病態生理学Ⅱ	1		30		1	
		病態生理学Ⅲ	1		30			1
		病態生理学Ⅳ	1		30			1
		東洋医学臨床論Ⅰ	1		30		1	
		東洋医学臨床論Ⅱ	1		30		1	
		東洋医学臨床論Ⅲ	1		30			1
東洋医学臨床論Ⅳ		1	30				1	
社会 はりき ゆう学 はりき ゆう学 の理 念	社会はりきゆう学Ⅰ	1	2	30		1		
	社会はりきゆう学Ⅱ	1		30			1	
実習	基礎はり実技Ⅰ	1	15	30	1			
	基礎はり実技Ⅱ	1		30	1			
	基礎きゆう実技Ⅰ	1		30	1			
	基礎きゆう実技Ⅱ	1		30	1			
	応用はりきゆう実技Ⅰ	1		30		1		
	応用はりきゆう実技Ⅱ	1		30		1		
	応用はりきゆう実技Ⅲ	1		30		1		
	応用はりきゆう実技Ⅳ	1		30		1		
	応用はりきゆう実技Ⅴ	1		30		1		
	客観的臨床能力評価	1		30		1		
	実践はりきゆう実技Ⅰ	1		30			1	
	実践はりきゆう実技Ⅱ	1		30			1	
	実践はりきゆう実技Ⅲ	1		30			1	
	実践はりきゆう実技Ⅳ	1		30			1	
	実践はりきゆう実技Ⅴ	1		30			1	
臨床 実習	臨床実習Ⅰ	1	4	45	1			
	臨床実習Ⅱ	1		45		1		
	臨床実習Ⅲ	1		45			1	
	臨床実習Ⅳ	1		45			1	
総合 領域	東洋医療総合演習Ⅰ	1	10	30	1			
	東洋医療総合演習Ⅱ	1		30		1		
	東洋医療総合演習Ⅲ	1		30			1	
	東洋医療総合演習Ⅳ	1		30			1	
	東洋医療総合演習Ⅴ	1		30			1	
	はりきゆう基礎研究	1		30			1	
	徒手療法Ⅰ	1		30		1		
	徒手療法Ⅱ	1		30		1		
	実践はりきゆう実技Ⅵ	1		30			1	
	運動療法	1		30			1	
認定規則科目 合計	94	年次別合計 合計		94	2,655	36	29	29
						36	65	94

別表（3） 柔道整復学科 教育課程・単位数

区分	指定規則 単位数	授業科目	単位数	項目別 合計単位数	時間数	授業単位数				
						第1学年	第2学年	第3学年		
基礎分野	科学的 基盤 思想 人間と 生活	健康科学Ⅰ	2	14	30	2				
		健康科学Ⅱ	2		30	2				
		健康科学Ⅲ	2		30	2				
		健康科学Ⅳ	2		30	2				
		人文科学Ⅰ	2		30	2				
		人文科学Ⅱ	2		30	2				
専門基礎分野	人体の 能 構造と 機	人体の構造と機能Ⅰ	3	16	60	3				
		人体の構造と機能Ⅱ	3		60	3				
		人体の構造と機能Ⅲ	3		60	3				
		人体の構造と機能Ⅳ	3		60	3				
		運動学	2		30			2		
		高齢者の生理学的特徴・変化	1		15		1			
	疾病と 障害	病理学概論	4	11	60		4			
		一般臨床医学	2		30		2			
		外科学概論	2		30		2			
		整形外科学	2		30		2			
		リハビリテーション医学	4		60		4			
	柔道整復術の適応	2	柔道整復術の適応	2	2	30		2		
	と保 健 理 道 医 療 理 念 整 復 福 祉 の 社	8	衛生学・公衆衛生学	2	11	60	2			
			関係法規	2		30			2	
柔道Ⅰ			2	60		2				
柔道Ⅱ			2	60			2			
社会 保 障 制 度	1	柔道Ⅲ	2	1	60			2		
		職業倫理	1		15			1		
専門分野	基礎 柔 道 整 復 学	社会保障制度	1	1	15			1		
		基礎 柔 道 整 復 学	10	基礎柔道整復学Ⅰ	1	14	30	1		
				基礎柔道整復学Ⅱ	1		30	1		
				外傷保存療法の経過及び治療の判定	1		30			1
				基礎柔道整復学演習Ⅰ	1		30	1		
				基礎柔道整復学演習Ⅱ	2		60	2		
				基礎柔道整復学演習Ⅲ	2		60	2		
				基礎柔道整復学演習Ⅳ	2		60		2	
				基礎柔道整復学演習Ⅴ	2		60		2	
				基礎柔道整復学演習Ⅵ	2		60		2	
	臨床 柔 道 整 復 学			17	応用柔道整復学Ⅰ		1	19	30	1
		応用柔道整復学Ⅱ	1		30		1			
		応用柔道整復学Ⅲ	1		30		1			
		応用柔道整復学Ⅳ	1		30		1			
		応用柔道整復学Ⅴ	1		30		1			
		応用柔道整復学Ⅵ	1		30		1			
		応用柔道整復学Ⅶ	1		30		1			
		応用柔道整復学Ⅷ	1		30				1	
		臨床柔道整復学Ⅰ	3		90				3	
		臨床柔道整復学Ⅱ	3		90				3	
		臨床柔道整復学Ⅲ	3		90				3	
		物理療法機器等の取扱い	1		30				1	
		柔道整復術適応の臨床的判定	1		30				1	
	柔 道 整 復 実 技	17	基礎柔道整復実技Ⅰ	1	18	30	1			
			基礎柔道整復実技Ⅱ	1		30	1			
			基礎柔道整復実技Ⅲ	1		30	1			
			基礎柔道整復実技Ⅳ	1		30	1			
			応用柔道整復実技Ⅰ	1		30		1		
			応用柔道整復実技Ⅱ	1		30		1		
			応用柔道整復実技Ⅲ	1		30		1		
			応用柔道整復実技Ⅳ	1		30		1		
			臨床柔道整復実技Ⅰ	3		90			3	
			臨床柔道整復実技Ⅱ	3		90			3	
臨床柔道整復実技Ⅲ			1	30				1		
高齢者の外傷予防技術			1	30				1		
競技者の外傷予防技術			1	30				1		
臨床実習前施術試験等			1	30			1			
臨 床 実 習	4	臨床実習Ⅰ	1	4	45	1				
		臨床実習Ⅱ	1		45		1			
		臨床実習Ⅲ	1		45			1		
		臨床実習Ⅳ	1		45			1		
指定規則科目 合計		99	年次別合計 合計		113	2,760	43	38	32	
							43	81	113	

別表（４） 理学療法学科 教育課程・単位数

区分	指定規則 単位数	授業科目	単位数	項目別 合計単位数	時間数	授業単位数				
						第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
基礎分野	科学的思考の 基盤	倫理学	2	16	30	2				
		数学	2		30	2				
		物理学	2		30	2				
		情報科学	2		30	2				
		英語	2		30	2				
		医学英語	2		30	2				
	人間と生活 社会の理解	コミュニケーション論	2		30	2				
		社会福祉論	2		30	2				
専門基礎分野	能人 及 体 の 構 造 の 発 達	解剖生理学Ⅰ	3	14	90	3				
		解剖生理学Ⅱ	3		90	3				
		解剖生理学実習	2		60	2				
		運動学Ⅰ	2		30	2				
		運動学Ⅱ	2		30		2			
		運動生理学実習	1		30			1		
		人間発達学	1		30	1				
		ち疾 及病 び回 進復 害過 程成 のり 促立	病理学		1	14	30	1		
			臨床医学Ⅰ		2		60	2		
	臨床医学Ⅱ		2	60			2			
	臨床医学Ⅲ		2	60			2			
	臨床医学Ⅳ		2	60			2			
	臨床医学Ⅴ		1	30			1			
	臨床医学Ⅵ		2	60				2		
	保健医療福祉とリハビ リテーションの理念	リハビリテーション医学	2	4	30	2				
		リハビリテーション概論	2		30			2		
	専門分野	基礎 理 学 療 法 学	理学療法概論	1	15	30	1			
			基礎研究方法論	1		30	1			
			基礎理学療法Ⅰ	1		30		1		
			基礎理学療法Ⅱ	1		30			1	
			症例検討Ⅰ	1		15			1	
症例検討Ⅱ			1	15					1	
理学療法セミナーⅠ			2	60				2		
理学療法セミナーⅡ			4	120					4	
臨床研究			3	90					3	
理学療法管理学			2	2		30			2	
理 学 療 法 評 価 学			関節可動域検査法	1		7	30	1		
		徒手筋力検査法	1	30	1					
		基礎評価法	1	30			1			
		評価学実習Ⅰ	1	30			1			
		評価学実習Ⅱ	1	30			1			
		理学療法評価法	1	30				1		
		理学療法評価学演習	1	30				1		
理 学 療 法 治 療 学		物理療法学	2	23	30		2			
		物理療法学実習	1		30		1			
		義肢装具学	2		30		2			
		運動療法Ⅰ	2		60		2			
		運動療法Ⅱ	2		60		2			
		運動療法Ⅲ	2		60		2			
		運動療法Ⅳ	2		60		2			
		運動療法Ⅴ	2		60		2			
		運動療法演習Ⅰ	2		60			2		
		運動療法演習Ⅱ	1		30			1		
		日常生活活動	2		30		2			
		日常生活活動実習	1		30		1			
	理学療法技術論Ⅰ	1	30				1			
	理学療法技術論Ⅱ	1	30				1			
地域理学療法学	住環境学	2	4	30			2			
	地域リハビリテーション	2		30			2			
	早期体験実習	1		45		1				
臨 床 実 習	地域リハビリテーション実習	1	27	45			1			
	評価実習	3		135			3			
	臨床実習Ⅰ	6		270			6			
	臨床実習Ⅱ	8		360				8		
	臨床実習Ⅲ	8		360				8		
専 門 関 連	専 門 関 連	レクリエーションⅠ	1	4	30	1				
		レクリエーションⅡ	1		30		1			
		基礎研究活動Ⅰ	1		30		1			
		基礎研究活動Ⅱ	1		30			1		
指定規則科目 合計	101	年次別合計		130	3,705	39	34	33	24	
		合計				39	73	106	130	

別表（５） 作業療法学科 教育課程・単位数

区分	指定規則 単位数	授業科目	単位数	項目別 合計単位数	時間数	授業単位数				
						第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
基礎分野	科学的思考の 基盤	倫理学	2	16	30	2				
		数学	2		30	2				
		物理学	2		30	2				
	人間と生活	情報科学	2		30	2				
		英語	2		30	2				
		医学英語	2		30	2				
社会の理解	コミュニケーション論	2	30	2						
	社会福祉論	2	30	2						
専門基礎分野	能人 及び 体の 構造 と 機 能	解剖生理学Ⅰ	3	13	90	3				
		解剖生理学Ⅱ	3		90	3				
		解剖生理学実習	2		60	2				
		人間発達学	1		30	1				
		運動学	2		60	2				
		運動学演習	1		30		1			
	疾病と 障害の 成り 立ち 及び 回復 過程 の 促進	リハビリテーション医学	2	15	30	2				
		病理学	1		30	1				
		臨床医学Ⅰ	2		60	2				
		臨床医学Ⅱ	2		60		2			
		臨床医学Ⅲ	2		60		2			
		臨床医学Ⅳ	2		60		2			
		臨床医学Ⅴ	1		30		1			
	保健医療福祉とリハ ビテーションの理念	臨床医学Ⅵ	2	60			2			
		精神医学各論	1	30		1				
	リハビリテーション概論	2	4	30	2					
	保健医療福祉とリハビリテーション	2		30			2			
専門分野	基礎 作業 療法 学	作業療法概論	1	15	30	1				
		基礎研究方法論	1		30	1				
		基礎作業療法実習Ⅰ	1		30	1				
		基礎作業療法実習Ⅱ	1		30	1				
		基礎作業療法実習Ⅲ	1		30	1				
		基礎作業療法実習Ⅳ	1		30		1			
		作業療法セミナーⅠ	2		60			2		
		作業療法セミナーⅡ	4		120				4	
		臨床研究	3		90				3	
	作業療法管理学	作業療法管理学	2	2	30	2				
	作業 療法 法 評 価 学	関節可動域検査法	1	9	30	1				
		徒手筋力検査法	1		30	1				
		基礎評価法	1		30		1			
		評価学実習Ⅰ	1		30		1			
		評価学実習Ⅱ	1		30			1		
		作業療法評価学Ⅰ	2		30		2			
		作業療法評価学Ⅱ	2		30		2			
作業 療法 治 療 学	作業療法治療学Ⅰ	2	22	60		2				
	作業療法治療学Ⅱ	2		60		2				
	作業療法治療学Ⅲ	2		60		2				
	作業療法治療学Ⅳ	2		60		2				
	作業療法治療学Ⅴ	2		60		2				
	作業療法治療学演習	2		60			2			
	日常生活活動	2		60		2				
	日常生活活動実習	1		30		1				
	作業療法技術論Ⅰ	2		30			2			
	作業療法技術論Ⅱ	2		30			2			
	作業療法技術論Ⅲ	2		30			2			
学 法 業 域	応用作業演習	1	4	30			1			
	住環境学	2		30			2			
臨 床 実 習	地域リハビリテーション学	2	27	30		2				
	早期体験実習	1		45		1				
	地域リハビリテーション実習	1		45			1			
	評価実習	3		135			3			
	臨床実習Ⅰ	6		270			6			
	臨床実習Ⅱ	8		360				8		
臨床実習Ⅲ	8	360				8				
専 門 関 連	専 門 関 連	レクリエーションⅠ	1	4	30	1				
		レクリエーションⅡ	1		30		1			
		基礎研究活動Ⅰ	1		30		1			
		基礎研究活動Ⅱ	1		30			1		
指定規則科目 合計		101	年次別合計 合計		131	3,765	42	33	31	25
							42	75	106	131

別表（6） 看護学科 教育課程・単位数

区分		指定規則 単位数	授業科目	単位数	項目別 合計単位数	時間数	授業単位数			
							第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
基礎分野	科学的基礎 の思考	自然科学系	物理学	1	18 (19)	15	1			
			化学	1		15	1			
			情報科学	1		15	1			
			情報科学演習	1		30	1			
			生涯スポーツ論	1		30	1			
			人間関係論	1		15	1			
			死生論	1		15				1
			家族社会学	1		30	1			
			発達心理学	1		15		1		
			日本語表現法	1		15	1			
	人間と人間生活の理解	人文・社会科学系	地域文化論	1		30	1			
			臨床心理学	1		30			1	
			笑いと医療	1		15			1	
			音楽療法	1		15		1		
			健康科学論	1		15	1			
		コンピュータ サイエンス	英語Ⅰ	1		30	1			
			英語Ⅱ	1		30		1		
			英語Ⅲ	1		30			1	
			* 中国語	(1)		(15)				(1)
			教育学	1		15			1	
専門基礎分野	人体の構造 と機能	解剖生理学Ⅰ	1	16	30	1				
		解剖生理学Ⅱ	1		30	1				
		病理学	1		30	1				
		看護に活かす解剖生理学	1		30		1			
		生活の中の解剖生理学	1		30			1		
		生体防御と感染症	1		15	1				
		疾病と治療Ⅰ（呼吸器・循環器）	1		30	1				
		疾病と治療Ⅱ（消化器・内分泌）	1		30	1				
		疾病と治療Ⅲ（脳神経・運動器・眼・耳）	1		30	1				
		疾病と治療Ⅳ（腎泌尿器・血液造血器・女性生殖器・歯）	1		30	1				
	疾病の成り立ちと回復の促進	疾病と治療Ⅴ（膠原病・感染症・皮膚）	1		15		1			
		疾病と治療Ⅵ（小児）	1		15		1			
		疾病と治療Ⅶ（母性）	1		15			1		
		薬理学・薬物療法	1		30		1			
		栄養学・食事療法	1		30	1				
		臨床検査学	1		30		1			
		健康支援と社 会保障制度	医療行政論（関係法規）		1	15		1		
			くらしを支える手続き		1	30				1
			くらしの中の医療		1	30				1
			公衆衛生学		1	30		1		
社会保障論	1		15				1			
地域福祉論	1		15			1				
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	18	30	1				
		看護理論	1		30		1			
		医療と看護倫理	1		30	1				
		基礎看護技術論Ⅰ（環境調整と活動・休息）	1		30	1				
		基礎看護技術論Ⅱ（清潔）	1		30	1				
		基礎看護技術論Ⅲ（感染防止と創傷管理）	1		30	1				
		基礎看護技術論Ⅳ（食事と排泄）	1		30	1				
		基礎看護技術論Ⅴ（救急処置と呼吸管理）	1		30	1				
		基礎看護技術論Ⅵ（与薬）	1		30		1			
		基礎看護技術論Ⅶ（生体機能管理と診察介助）	1		30		1			
		コミュニケーション技術	1		30	1				
		ヘルスアセスメント技術	1		30	1				
		看護過程展開の技術	1		30		1			
		臨床看護総論	1		30		1			
		健康教育の技術	1		15			1		
		看護研究Ⅰ	1		30		1			
		看護研究Ⅱ	1		30			1		
		臨床判断演習Ⅰ（基礎看護学）	1		15		1			

区分	指定規則 単位数	授業科目	単位数	項目別 合計単位数	時間数	授業単位数				
						第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
専門分野	地域・在宅 看護論	地域・在宅看護概論	1	7	30		1			
		地域・在宅看護方法論Ⅰ	1		15		1			
		地域・在宅看護方法論Ⅱ	1		30			1		
		地域の暮らしを守る演習	1		30	1				
		働く人々の健康を守る演習	1		30			1		
		地域・在宅看護方法論Ⅲ	1		30			1		
		臨床判断演習Ⅶ（地域・在宅看護論）	1		15				1	
	看護学 成人	6	成人看護学概論	1	7	30	1			
			成人看護方法論Ⅰ（呼吸器・循環器）	1		30		1		
			成人看護方法論Ⅱ（内分泌・消化器）	1		30		1		
			成人看護方法論Ⅲ（脳神経・運動器）	1		30		1		
			成人看護方法論Ⅳ（血液造血器・膠原病・感染症）	1		30		1		
			成人看護方法論Ⅴ（女性生殖器・腎泌尿器）	1		30			1	
			臨床判断演習Ⅱ（成人看護学）	1		30				1
	看護学 老年	4	老年看護学概論	1	5	15	1			
			老年看護方法論Ⅰ	1		30		1		
			老年看護方法論Ⅱ	1		30		1		
			老年看護方法論Ⅲ	1		30		1		
			臨床判断演習Ⅲ（老年看護学）	1		15				1
	看護学 小児	4	小児看護学概論	1	5	15		1		
			小児看護方法論Ⅰ	1		15		1		
			小児看護方法論Ⅱ	1		30			1	
			小児看護方法論Ⅲ	1		30			1	
	臨床判断演習Ⅳ（小児看護学）	1	15				1			
	看護学 母性	4	母性看護学概論	1	5	30		1		
			母性看護方法論Ⅰ	1		30		1		
			母性看護方法論Ⅱ	1		15			1	
			母性看護方法論Ⅲ	1		30			1	
			臨床判断演習Ⅴ（母性看護学）	1		15				1
	看護学 精神	4	精神看護学概論	1	5	15		1		
			精神看護方法論Ⅰ	1		30		1		
			精神看護方法論Ⅱ	1		30			1	
			精神看護方法論Ⅲ	1		30			1	
			臨床判断演習Ⅵ（精神看護学）	1		15				1
	看護の統合と実践	4	高度先駆的看護	1	17	15				1
			「連携と協働」の演習Ⅰ	1		30	1			
			「連携と協働」の演習Ⅱ	1		30		1		
			「連携と協働」の演習Ⅲ	1		30			1	
			「連携と協働」の演習Ⅳ	1		30				1
			東洋医学	1		30			1	
			リラクゼーション方法論	1		30			1	
			医療安全管理	1		15				1
国際看護学			1	15					1	
看護管理			1	15					1	
災害看護学			1	15					1	
救急看護			1	15					1	
看護情報システム論			1	15					1	
看護ゼミナール			1	15					1	
看護政策論			1	15					1	
クリティカルシンキングⅠ	1	15				1				
クリティカルシンキングⅡ	1	30				1				
臨地実習	23	基礎看護学実習Ⅰ（病院を知る実習）	1	24	45	1				
		基礎看護学実習Ⅱ（看護過程実習）	2		90		2			
		地域・在宅看護論実習	2		90			2		
		成人看護学実習Ⅰ（外来診療実習）	2		90			2		
		成人看護学実習Ⅱ（急性期・回復期）	2		90			2		
		成人看護学実習Ⅲ（慢性期）	2		90				2	
		成人看護学実習Ⅳ（終末期）	2		90				2	
		老年看護学実習（介護・福祉）	2		90			2		
		小児看護学実習Ⅰ	1		45		1			
		小児看護学実習Ⅱ	2		90				2	
		母性看護学実習	2		90			2		
		精神看護学実習	2		90				2	
		統合実習	2		90				2	
指定規則科目 合計	102	年次別合計	137	137	3810	34	38	35	30	
		卒業に必要な単位数合計	137	137	3810	34	72	107	137	
		選択科目を含む総合計	138	138	3825	34	72	107	138	

注）＊印は選択科目。選択科目の単位数及び時間数は括弧書にて表示。